平成２４年（フ）第５８３号
熊本県菊池郡大津町大字平川2238番地３
破産者　岡﨑　浩二
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１１号
熊本市南区城南町赤見223番地３　寿ハイツＢ201号
破産者　松本真優美
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
大分市大字寒田1092番地の５、開始決定時の住所大分県豊後大野市三重町菅生921番地１
破産者　原　　勇
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１８号
北海道根室市月岡町２丁目66番地
破産者　デリカよしおか・吉岡商店こと　吉岡　勝幸
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１０６２号
横浜市南区永田みなみ台２番10―1301号
破産者　永山　邑江
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１４号
横浜市都筑区荏田南５―１―５パインクレスト１番館506号、住民票上の住所横浜市都筑区荏田南５丁目20番10―403号
破産者　降簱　眞次
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４４号
横浜市港北区高田西４丁目15番18号
破産者　小川　秀一
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２３３号
横浜市港南区日野南１丁目28番14号　エステートピア港南台102号
破産者　菊池　彰芳
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３号
新潟県村上市下新保366番地
破産者　藤田　政榮
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１６号
新潟県胎内市東本町25番92号
破産者　諏訪　松男
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1000番地
破産者　伊藤　武敏
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
静岡市駿河区中原135番地の１　シャロン・Ｆ・中原101号
破産者　金子　貴彦
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９７号
静岡県掛川市本郷1967番地
破産者　杉山　恭平
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
三重県名張市長瀬628番地
破産者　永岡　**善**之
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１１８０号
大津市唐崎１丁目12番４号　リファインドフジＡ棟202号室、住民票上の住所大津市北大路２丁目22番20号
破産者　初田太一郎
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
鳥取県鳥取市本町５丁目220番地、旧住所鳥取県鳥取市正蓮寺171
破産者　岡田　達也（旧姓本田）
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４８号
岡山県浅口市鴨方町六条院西4244番地１
破産者　藤井　康臣
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
広島県呉市広横路２丁目13番31号、開始決定時の住所広島県江田島市江田島町鷲部１丁目３番26号
破産者　橋岡　珠美
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５２号
高知県土佐清水市足摺岬535番地
破産者　永野　金也
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部